

低未利用土地等を売却した場合の特例 (100万円の特別控除(措法35条の3))

チェックシート

氏 名

◇ 各質問に対して「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

1 あなた(売却された方)が、売却した土地等は都市計画区域内ですか。

いいえ



はい

2 あなたが売却した土地等は低未利用土地等ですか。

※ 低未利用土地とは、居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます(土地基本法第13条第4項)。
※ 低未利用土地等とは、低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利をいいます。

いいえ



はい

3 あなたが売却した土地等は平成28年12月31日以前に取得したものですか。

いいえ



はい

4 売却先(買主)は第三者ですか。

※ あなたの配偶者や一定の親族、同族会社など特別の関係にある人(会社)に売却された場合は特例の適用を受けることはできません(措令23の3)。詳しくは職員にお尋ねください。

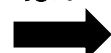
いいえ



はい

5 売却した土地等の対価は(低未利用土地等の上にある建物等の対価を含みます。)500万円を超えますか。

はい



いいえ

裏面に続きます。

特例の適用を受けることはできません。

表面からの続き

6 あなたが売却した土地等は売却後に利用されていますか。又は売却後に利用される見込みですか。

いいえ
→

はい
↓

7 売却した土地等と一筆であった土地から令和2年又は令和3年に分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、令和2年分又は令和3年分にこの特例の適用を受けていませんか。

いいえ
→

はい
↓

8 あなたが売却した土地等について、収用等の場合の特別控除や事業用資産を買い換えた場合の課税の繰延べなど、他の譲渡所得の課税の特例の適用を受けませんか。

※ 他の譲渡所得の課税の特例と同時に適用を受けることができない場合があります（措法35の3①及び②三）。詳しくは職員にお尋ねください。

いいえ
→

はい
↓

100万円の特別控除（措法35条の3）の特例の適用を受けることができます。

※ 譲渡所得金額が100万円に満たない場合の特別控除額は、その譲渡所得金額が限度となります。

特例の適用を受けることはできません。

特例の適用を受けるための添付書類

このチェックシートと次の書類を確定申告書に添付して提出してください。

100万円の特別控除（措法35条の3）の特例の適用に共通する必要な書類		チェック
1	譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】	☐
2	低未利用土地等確認書 ※ 売却した土地等の所在市町村に申請し、交付を受けます。詳しくは市町村にお尋ねください。	☐
3	売買契約書の写し等譲渡の対価の額が500万円以下であることを明らかにする書類	☐